令和６年度

共同住宅向け

川崎市ＥＶ用充電インフラ補助金

（川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金）

申請の手引き

（第１版）

川崎市環境局環境対策部地域環境共創課

この手引きは、補助金の申請から交付までの事務手続きをまとめたものです。

目次

1 川崎市 EV 用充電インフラ補助金について（共同住宅向け）1
（1） 補助対象者 1
（2） 提出期間 1
（3） 補助対象設備 2
（4） 補助対象経費 2
（5） 補助上限額 2
（6） 提出方法 2
（7） 注意事項 3
2 申請フロー及び提出書類 4
（1） 交付申請から補助金交付までの流れ （補助金申請フローを参照してください。） 4
（2） 補助金申請フロー 5
（3） 提出書類 6
ア 交付申請 （工事開始前に提出） 6
イ 実績報告 （事業完了後に提出） 7
ウ 請求書 （補助金額確定通知書等到着後に提出） 8
（4） その他 8
（5） お問合せ先 8
3 様式記入例 9
（1） 交付申請書（第 1 号様式） 9
（2） 実績報告書（第 7 様式） 11
（3） 申請取下書（第 4 号様式） 12
（4） 計画変更・中止承認申請書（第 5 号様式） 13
（5） 財産処分承認申請書（第 9 号様式） 14
（6） 内容変更届出書（第１２号様式） 15

1 川崎市 EV 用充電インフラ補助金について（共同住宅向け）

市内における電気自動車の普及に向けては、充電インフラの整備が欠かせません。市民の約7割がマンションを含む共同住宅に居住していることから、共同住宅の居住者が安心して電気自動車（EV）を導入できる環境を整えることが重要です。そのため、川崎市では、共同住宅への電気自動車等の充電設備を設置する管理組合等に対し、補助金を交付します。

申請される方は、この手引きのほか「川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金要綱」（以下「要綱」という。）をご確認ください。

表1　補助金の概要

補助対象経費 （消費税を除く）	補助対象設備	補助率	1基あたり の上限額
充電設備の購入費及び設置工事費（補助対象となる工事区分及び工事項目は経済産業省補助金と同一とする）	・普通充電設備 ・充電用コンセントスタンド	経済産業省補助金等を除いた額の4分の3	23 万円／基
	・充電用コンセント		12 万円／基

ただし、共同住宅1か所あたりの補助対象基数は5基までです。

（1）補助対象者

令和6年度内に工事が完了する事業であって次の要件をすべて満たしている方

ア　共同住宅の管理組合・所有者、リース会社等

イ　経済産業省補助金の交付決定を受けた方

ただし、経済産業省補助金の交付が受けられなかった場合、市の補助金を受けることはできません。

（2）提出期間

交付申請書及び実績報告書の提出期間は、表のとおりです。

表2　提出期間

交付申請書	令和6年4月８日　～令和7年1月17日
実績報告書	補助対象事業完了後～令和7年3月14日

※補助金交付予定総額が本補助金の予算額に達した場合は、期限前に受付を終了します。受付状況等は川崎市ホームページに掲載します。

※実績報告書の提出期限は、充電設備の一連の設置及び支払いが完了した日から起算して 30 日以内、又は、実績報告書提出期間の終期（令和 7 年 3 月 14 日）のいずれか早い日となります。

(3) **補助対象設備**

補助対象設備は普通充電設備、充電用コンセントスタンド、充電用コンセントです。

また、次の要件をすべて満たすことが必要です。

ア 基礎充電として、共同住宅に属する駐車場に設置する設備

※基礎充電…電気自動車等の所有者が居住するマンションの駐車場など、車両の保管場所で行う充電のこと

イ 当該共同住宅の居住者が使用する設備であること。

ウ 新規に購入される充電設備であり、中古品又は新古品ではないこと。

エ 経済産業省補助金の対象設備であること。

【参考】経済産業省補助金

(一般社団法人次世代自動車振興センター クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金)

URL: https://www.cev-pc.or.jp/

(4) **補助対象経費**

経済産業省補助金の補助対象経費と同一(充電設備の購入費、設置工事費)

(5) **補助上限額**

補助対象経費から経済産業省補助金等を除いた額の4分の3。

ただし、共同住宅1か所あたりの補助対象基数は5基までとし、1基あたりの上限額はア、イに記載の額とします。

ア 普通充電設備、充電用コンセントスタンド:1基あたり上限額 23 万円

イ 充電用コンセント :1基あたり上限額 12 万円

(6) **提出方法**

交付申請及び実績報告などは、電子申請システムで提出してください。

利用方法等については、ポータルサイトを確認してください。

ポータルサイト:https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/16-21-0-0-0-0-0-0-0-0.html

【必要書類ダウンロード】

川崎市のホームページからダウンロードください。

URL: https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000147639.html

（7）注意事項

ア　本手引きに記載のない事項等は、要綱をご確認ください。

イ　補助金交付決定前に事業着手（当該充電設備の設置に係る工事の開始）している場合は、補助金を受けることができません。

ウ　補助金の交付を受けて設置した補助対象設備は、取得した日から起算し5年間を経過するまで保有することが義務付けられます。

エ　他の川崎市の補助金と重複して申請はできません。

オ　実績報告書が提出期限までに提出できない場合、交付決定を取り消すことがあります。

2 申請フロー及び提出書類

(1) 交付申請から補助金交付までの流れ （補助金申請フローを参照してください。）

A－1 交付申請書の提出

交付申請書（第1号様式）等の必要書類を提出してください。

A－2 事務手続きの代行について

補助金を申請する方は、事務手続きを第三者（充電設備設置事業者等）に代行させることができます。手続きを代行させる場合、交付申請書の提出時に交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載してください。

B 申請書の受理及び交付決定通知書の送付

申請内容の審査を行い、補助金を交付することを決定した場合には、2週間程度で、補助金の交付決定通知書を送付します。

※交付決定前に設置工事を開始した場合は、補助金を受けることができません。

※交付決定後、申請内容に変更がある場合は、計画変更・中止承認申請書（第5号様式）の提出が必要となりますので、当課までお問い合わせください。

C 工事開始～工事及び支払い完了

D 実績報告書の提出

事業完了（工事及び支払い完了）後、実績報告書(第7号様式)等必要書類を提出してください。

E 実績報告書の審査及び補助金額確定通知書等の送付

実績報告書等を審査した上で、補助金額を決定し、2週間程度で、補助金額確定通知書（第8号様式）及び請求書を送付します。

F 請求書の提出

補助金額確定通知書（第8号様式）及び請求書到着後、同封された請求書を確認し、押印の上、郵送してください。

G 補助金の振込

請求書受付後、30 日程度で、指定された金融機関へ補助金が振り込まれます。

なお、振り込みを完了した旨の通知等は行っていませんので、通帳等で確認をお願いします。

（2）補助金申請フロー

国（経済産業省）の補助金の申請を行った後に市の補助金を申請してください。

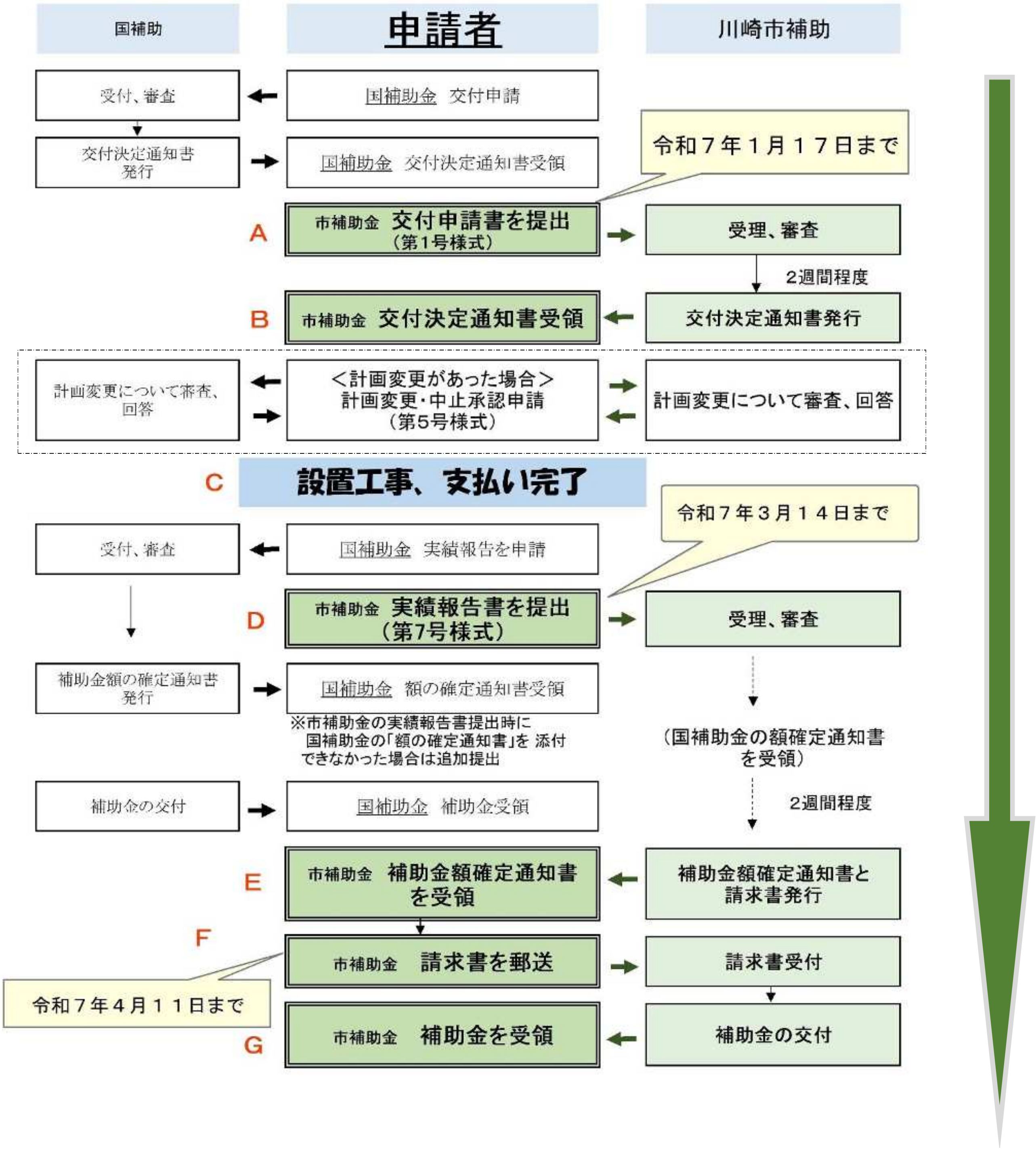

（3）**提出書類**

ア　交付申請（工事開始前に提出）

次の必要書類をそろえて、電子申請システムにて提出してください。

○申請期限:令和7年1月17日

＜必要書類＞

書類内容等	
1	交付申請書(第1号様式)
2	納税証明書又はその写し 個人は市民税・県民税(個人)、法人は法人市民税。管理組合は不要。
3	経済産業省補助金の補助金交付決定通知書(写し)
4	経済産業省補助金の補助金交付申請時に提出した次の書類(オンライン申請・アップロード書類含む。)一式(写し) ・経済産業省補助金交付申請書 ・マンション等であることを証する書類 ・補助対象者確認書類 ・管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類 ・住民総会で決議又は理事会での合意がされていることを証する書類 ・見積書(本体、設置工事)(内訳書含む。) ・充電設備等設置工事申告 ・充電設備等情報 ・要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所） ・図面(設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図面)
【その他該当する場合】	
5	その他 ※市長が必要と認めた書類

イ　実績報告　（事業完了後に提出）

充電設備の一連の設置及び支払いが完了した日から起算して 30 日以内又は、下記提出期限のいずれか早い日までに、必要書類をそろえて、電子申請システムにて提出してください。（下記期限内必着）

実績報告書が提出期限までに提出されない場合、補助金を受けることができません。

○提出期限：令和7年3月14日

＜必要書類＞

書類内容等	
1	実績報告書（第7号様式）
2	経済産業省補助金の額確定通知書（写し）
3	経済産業省補助金の実績報告時に提出した次の書類（オンライン申請・アップロード書類含む）一式（写し） ・充電設備本体の発注書 ・充電設備本体、工事費の請求書※内訳書含む。 ・充電設備本体、工事費の支払いを証する領収書 ・充電設備等設置工事実績申告 ・充電設備情報 ・充電設備本体の保証書 ・充電設備等設置工事完了報告書 ・要部写真（充電スペースの全景、充電設備本体の設置場所、充電設備の銘板（型式・製造番号等）等） ・図面（設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図） ・補助金の振込先口座名義と口座番号を証する書類
【その他該当する場合】	
4	その他 ※市長が必要と認めた書類

※経済産業省補助金の額確定通知書は後日添付で構いませんが、受領し次第、速やかに地域環境共創課に提出してください。

ウ　請求書　(補助金額確定通知書等到着後に提出)

補助金額確定通知書(第8号様式)等到着後、同封の請求書を確認し、押印の上、郵送にて提出してください。

〇提出期限:令和7年4月11日(必着)

〇郵送先　:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

環境局環境対策部地域環境共創課 「EV 用充電インフラ補助金担当宛」

(4)　**その他**

ア　提出した申請書類について、地域環境共創課から電話等により、確認をする場合があります。

イ　補助対象事業の変更、取り消し等がある場合は、各様式の提出をお願いします。提出書類については、各該当の様式に記載の書類を確認ください。内容により、追加で書類の提出をお願いする場合があります。

ウ　処分制限期間内(充電設備を取得した日から起算して5年間)は充電設備を処分することができません。処分をする場合は、処分の前に、財産処分承認申請書(第9号様式)を提出してください。

エ　補助金交付後、処分制限期間内(充電設備を取得した日から起算して5年間)に、補助対象事業内容に変更があった場合は、補助対象事業内容変更届出書(第 12号様式)を提出してください。(例:補助金申請者の変更など)

(5)　**お問合せ先**

川崎市　環境局環境対策部地域環境共創課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1

電話:044-200-2530

メールアドレス:30kyoso@city.kawasaki.jp

3　様式記入例

（1）　交付申請書(第1号様式)

第1号様式(1/2)

(宛先)川崎市長

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金　交付申請書

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり交付を申請します。

(申請者)		記入日	令和　○ 年 ○ 月 ○ 日
住所	〒　210-8577 川崎市○○区・・・		
フリガナ	カワサキ　タロウ		
氏名	川崎　太郎 (申請者が法人、管理組合の場合は法人名・管理組合名と代表者名を併記して下さい)		
TEL/携帯	044-000-0000	E-mail	△△△△@frgh. co. jp

1　申請内容1　(□は、該当するものに■又は☑をしてください)

手続事務を代行する場合は、２の表に記載してください。

【申請者記入欄】

1	手続事務代行の確認	□なし　☑あり	要綱第8条に基づき、次のとおり補助金交付に関する手続事務を以下の者に代行させますので届出ます。 ありを選択された場合は以下の2を手続事務代行者が記入して下さい。

【手続事務代行者記入欄】

2	手続事務代行	会社名		代表者名	
		営業所名	全ての項目を入力してください。		
		フリガナ		住所	〒
		担当者名			
		TEL/携帯		E-mail	
		☑ 同意事… 必ず確認してください。 本申請を代行します。 1 申請内容… 2 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、代行事業者情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。			

【申請者記入欄】

3	同意事項	☑ 私は、下… 必ず確認してください。 申請を行います。 1 申請内容に一切の虚偽が無いことを誓約します。 2 暴力団又は暴力団員でないことを確認するため、申請者情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。 3 市税の滞納がないことを誓約します。市税の滞納が判明した際には交付決定の取り消しを受けることに異議を申し立てません。 4 期限内に実績報告書を提出できない場合は、交付決定の取り消しを受けることに異議を申し立てません。

第1号様式(2/2)

2 申請内容2 (□は、該当するものに■又は☑をしてください)

共同住宅の名称	★★★マンション		
共同住宅の所在地	川崎市 ○○区・・・		
補助対象設備概要	対象設備・設置基数	種類 ☑ 普通充電設備 ○ 基 (①) □ 充電用コンセントスタンド 基 (②)	
設置費合計 ※機器購入費と設置工事費等の合計(税抜)	A 0,000,000 円		
本補助金以外の補助金の有無	☑ 有 □ 無	「有」を選択した場合その名称	経済産業省補助金
補助対象経費 ※経済産業省補助金の積算根拠で算定	B 0,000,000 円	経済産業省補助金交付決定額	0,000,000 円
その他補助金交付(決定・予定)額	D 000,000 円		
(B−C−D)×3/4	E 000,000円	市補助上限額 ※23 万×①または② + 12 万×③	F 000,000 円
補助金申請額 (千円未満切り捨て)	000,000 円 (E、Fのいずれか低い額)		

※補助金額の上限は要綱別表1参照

情報欄	
工事施工予定	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
工事完了予定	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
実績報告書提出予定	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

充電設備を設置する共同住宅の名称と所在地を入力してください。

実際に設置する基数を入力してください。
ただし、補助上限基数は①～③の合計で5基までです。

見積額を入力してください。

経済産業省補助金は必須です。
経済産業省補助金以外の補助金も申請した場合は、名称を入力してください。

経済産業省補助金以外の補助金を申請した場合は、金額を入力してください。

工事を行う予定を入力してください。

工事及び支払いが完了後、30日以内に提出する必要があります。
支払い予定日が不明な場合は、工事完了日から30日以内の日付を入力してください。

（2）　実績報告書（第7様式）

第7号様式

令和 ○年 ○月○ 日

(宛先)川 崎 市 長

交付申請書提出後、変更があった場合は、内容変更届出書（第12号様式）を併せて提出してください。

名　　称　★★★マンション
住　　所　川崎市○○区・・・
代表者名　交付申請書 申請者氏名欄と同じ名前

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金　実績報告書

令和 ○年 ○月 ○日付け川崎市指令環共第＿＿号で補助金の(☑交付決定・□変更承認)通知のありました事業が完了しましたので、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり提出します。

1　報告内容　（□は、該当する項目に■又は☑を記載してください）

共同住宅の名称	★★★マンション			
共同住宅の所在地	川崎市 ○○区・・・			
補助対象設備概要	対象設備・設置基数	種類		
		☑ 普通充電設備	○ 基（①）	
		□ 充電用コンセントスタンド	基（②）	
		□ 充電用コンセント	基（③）	
設置費合計 ※機器購入費と設置工事費等の合計(税抜)	A　0,000,000 円			
本補助金以外の補助金の有無	☑ 有 □ 無	「有」を選択した場合その名称	経済産業省補助金	
補助対象経費 ※経済産業省補助金の積算根拠で算定	B　0,000,000 円	経済産業省補助金 交付決定額	C　0,000,000 円	
その他補助金交付決定額	D　000,000 円			
(B−C−D)×3／4	E　000,000 円	市補助上限額 ※23 万×①または②＋12 万×③	F　000,000 円	
補助金申請額 (千円未満切り捨て)	000,000 円 (E、Fのいずれか低い額)			
補助事業の実績	着　手　日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		
	完　了　日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		

経済産業省補助金は必須です。
経済産業省補助金以外の補助金の交付を受けた場合は、名称を入力してください。

経済産業省補助金以外の補助金の交付を受けた場合、金額を入力してください。

実際の補助事業着手日、完了日を入力してください。

(3)　**申請取下書(第4号様式)**

経済産業省補助金で「申請取下げ」を提出した場合、提出してください。

第4号様式

令和〇年〇月〇日

(宛先)川 崎 市 長

名　　称 ★★★マンション

住　　所 川崎市〇〇区・・・

代表者名 交付申請書 申請者氏名欄と同じ名前

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 申請取下書

令和〇年〇月〇日付けで申請した事業について、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、申請を取り下げます。

1　理由

・経済産業省補助金で新しい機種が承認され、新しい機種を導入するため。
・充電設備を購入ではなく、リースで設置するため。
・充電設備の設置業者を変更するため。

※具体的に記載してください。

（4） 計画変更・中止承認申請書（第5号様式）

経済産業省補助金で「計画変更申告」又は「計画変更承認申請」を提出した場合、提出してください。

第5号様式

令和〇年〇月〇日

（宛先）川 崎 市 長

名　　称　★★★マンション
住　　所　川崎市〇〇区・・・
代表者名　交付申請書 申請者氏名欄と同じ名前

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金
計画変更・中止承認申請書

令和〇 年 〇月 〇日付け川崎市指令環共第＿＿号により、交付決定を受けました事業について、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり計画（□変更・□中止）の承認を申請します。

1　変更・中止の理由

・充電設備を同一敷地内で１０ｍ以上移動 ・交付決定通知書の受領後の、計画の中止または廃止による申請の取下げ

※具体的に記載してください。

2　添付書類

（1）　補助金交付申請書の写し

控えの第１号様式及び別紙の写しの中で、変更する部分を朱書き二重線で抹消し、その上段に変更後の内容を記入すること。なお、変更後の内容が書ききれない場合は、別紙にまとめて記載すること。

（2）　経済産業省補助金で受理された「計画変更申告」又は「計画変更承認申請」の写し

（5）　**財産処分承認申請書（第9号様式）**

経済産業省補助金で「財産処分承認申請書」を提出した場合、提出してください。

第9号様式

令和○年○月○日

（宛先）川 崎 市 長

交付申請書提出後、変更があった場合は、内容変更届出書（第12号様式）を合わせて提出してください。

名　　称　★★★マンション

住　　所　川崎市○○区・・・

代表者名　氏名　（申請者が法人、管理組合の場合は法人名・管理組合名と代表者名を併記）

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金　財産処分承認申請書

令和○年度川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金に係る補助対象事業により取得した財産について、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第14条第3項の規定に基づき、次のとおり財産処分の承認を申請します。

1　処分しようとする充電設備

共同住宅の名称	★★★マンション
共同住宅の所在地	川崎市　○○区・・・
処分しようとする充電設備	○　基

充電設備を設置する共同住宅の名称と所在地を入力してください。

2　処分の時期及び方法・措置

3　処分しようとする理由

4　添付書類等

経済産業省補助金で受理された「財産処分承認申請書」の写し

（担当者連絡先）

手続事務を代行している場合には、手続事務を代行する方の情報を入力してください。代行していない場合は、申請者の情報を入力してください。

住所	〒		
フリガナ			
氏名			
TEL/携帯		E-mail	

（6）　**内容変更届出書（第12号様式）**

経済産業省補助金で「変更届出」を提出した場合、提出してください。

第12号様式

令和○年○月○日

（宛先）川　崎　市　長

名　　称　★★★マンション
住　　所　川崎市○○区・・・
代表者名　交付申請書 申請者氏名欄と同じ名前

川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金 内容変更届出書

令和○年○月○日付け川崎市指令環共第＿＿＿号により、交付決定を受けた事業について、川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金交付要綱第17条の規定に基づき、次のとおり内容変更を届出します。

1　変更内容（変更後の内容を記載）

（1）補助金申請者の変更（交付申請書（第1号様式）に記載した申請者欄の変更）

住所	〒 変更後の内容を入力してください。		
フリガナ			
氏名	・申請者（共同申請者含む。）の法人名称変更、代表者変更 ・申請者（共同申請者含む。）の住所変更 （申請者が法人、管理組合の場合は法人名・管理組合名と代表者名を併記して下さい）		
TEL/携帯		E-mail	

（2）（1）以外の変更

工事内容に関わらない変更 ・充電設備設置場所名称の変更 ・充電設備設置場所の地番から住所への変更等

2　添付書類

経済産業省補助金で受理された「変更届出」の写し

Colors, Future!
いろいろって、未来。
川崎市

令和６年度共同住宅向け川崎市ＥＶ用充電インフラ補助金
（川崎市電気自動車等用充電設備設置費補助金）申請の手引き
（第１版）

【問合せ先】　川崎市環境局環境対策部地域環境共創課
〒２１０－８５７７
川崎市川崎区宮本町１番地

電　話　０４４－２００－２５３０
ＦＡＸ　０４４－２００－３９２１